2022年7月

ADRセンター調停人候補者養成研修　自転車事故分野

「損害賠償論」効果測定問題

専門編（Ａ）自転車事故分野（２）「損害賠償論」（平成28(2016)年1月27日・日本行政書士会連合会にて収録）

講師:行政書士ADRセンター岡山　センター長

長野　秀昭先生

上記ビデオ講座を受講し、講師コメント、テキスト、民法条文を参考に、以下の問題の正誤を回答用紙に〇×でお答えください。

回答用紙の1~５が損害賠償論の回答欄です。

1. 民法709条の一般不法行為の要件の一つの権利侵害は、被侵害利益が強固なものであれば、侵害行為の不法性が小さくても「違法性」が認められる。
2. Bが、Aの飼い犬に襲われたので、その犬をステッキで殴ってけがをさせたという場合、違法性が阻却され、損害賠償を負わない、という事例では、適用されるのは民法第720条第1項の正当防衛の条文である。
3. 自力救済は原則として不法行為の違法性阻却事由として認められないが、例外的に不法行為の成立が阻却される裁判例も存在する。
4. 民法第711条より、不法行為の被害者の近親者に慰謝料請求権が生ずるのは、被害者本人の生命侵害の場合に限られる。
5. 損害賠償額の算定基準には、自賠責保険基準、任意保険基準、裁判所基準（弁護 士基準）などがあり、自賠責保険基準が最も安く、裁判所基準（弁護士基準）が最も高いとされる。